

# 一般社団法人電波産業会 高度無線通信研究委員会規程

平成9年9月25日第4回通常総会制定  
平成16年2月24日第17回通常総会改正  
平成18年2月23日第21回通常総会改正  
平成20年6月18日第26回通常総会改正  
平成23年2月25日第31回通常総会改正  
平成21年12月11日第3回臨時総会改正(23.04.01施行)

(目的)

第1条 一般社団法人電波産業会（以下「当会」という。）定款第42条の規定に基づき、当会の高度無線通信研究委員会（以下「研究委員会」という。）については、この規程の定めるところによる。

(任務)

第2条 研究委員会は、国内外の関係機関と連携を図りつつ、高度な無線通信システムに関する技術的検討を行うとともに、その国際的な標準化活動に寄与する。

(構成)

第3条 研究委員会は、次条第1項及び第2項に規定する委員及び特別委員により構成する。

(委員及び特別委員)

第4条 委員は、研究委員会への参加を希望する者（その者が法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）である場合にあっては、その法人等が指定する者）のうちから、会長が委嘱する。

2 会長は、必要に応じ、学識経験者のうちから特別委員を委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 研究委員会には、委員長1名及び副委員長2名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員及び特別委員のうちから、会長が委嘱する。

3 委員長は、研究委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。

(委員長及び副委員長の任期)

第6条 委員長及び副委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員長及び副委員長は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(運営委員会)

第7条 研究委員会に運営委員会を設置する。

2 運営委員会は、運営委員をもって構成し、運営委員は、委員又は特別委員の中から研究委員会の承認を得て委員長が委嘱する。

3 運営委員会は、次の事項を議決するため、必要に応じて随時開催する。

(1) 研究委員会に提出すべき事項

(2) 研究委員会から委任された事項

(3) 委員長が特に必要と認めた事項

4 運営委員会には主査を置き、主査は運営委員会を主宰する。

5 主査は、運営委員の中から、委員長が委嘱する。

6 運営委員会の運営に関する必要な事項は、運営委員会において定める。

(部会等の設置)

第8条 研究委員会には、IMT及びブロードバンドワイヤレスアクセスに関する技術検討と標準化の推進を行うため、それぞれ次の部会を設置する。

(1) IMT Partnership部会

(2) 標準化部会

(3) ブロードバンドワイヤレスアクセス部会

2 研究委員会は、任務遂行上必要があるときは、前項に定める部会に加え、必要な部会又はこれに準ずる組織（以下「部会等」という。）を設置することができる。

3 部会等の運営に関する必要な事項は、部会等において定める。

(部会等への参加)

第9条 委員は、一又は複数の部会等に参加するものとする。

(研究委員会の経費)

第10条 研究委員会の通常の運営に必要な経費及び研究委員会が特別の活動を行うにあたり必要な経費を、それぞれ通常会費及び特別会費（以下「会費」という。）として徴収する。

2 通常会費は、第8条に規定する一の部会等当り年額20万円とし、委員から徴収する。

3 特別会費は、部会等が議決した額とし、当該部会等に参加する委員から徴収する。

4 委員は、通常会費については当会定款第46条に規定する事業年度毎に、特別会費については部会等が議決したところにより、当会に納入しなければならない。

5 既に納入した研究委員会の会費は、これを返還しない。

(退任等)

第11条 委員は、死亡、解任、届出又は当該委員を指名した法人等の解散若しくは破産により退任する。

2 委員が正当な理由なくして1年以上研究委員会の会費を納入しないときは、会長は当該委員を解任することができる。

(開催)

第12条 研究委員会は、必要に応じ、委員長の招集により開催する。

(庶務)

第13条 研究委員会の庶務は、当会の事務局が行う。

(研究委員会への委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、研究委員会の運営に関する必要な事項は、研究委員会において別に定める。

附 則

1 この規程は、平成9年9月25日から施行する。

2 F P L M T S 研究委員会規程（平成7年4月設立総会制定）は、廃止する。

3 前項のF P L M T S 研究委員会規程の第3条から第9条までの規定に基づく決定、手続きその他の行為は、この規定の第3条から第9条まで及び第11条の規定に基づいて行ったものと見なす。

附 則

この規程の改正は、平成16年2月24日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成20年6月18日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、一般社団法人への移行の日（平成23年4月1日）から施行する。